

第3章 計画の目標

3.1 将来像と基本方針

本市において自転車の活用を推進していくためには、幅広い世代が快適に利用できる自転車通行空間の整備と、自転車事故の減少に向けた市民の安全意識の醸成が必要となります。さらに、サイクリングによる観光など新たな自転車需要の創出や、市民の健康増進を目的とした自転車の活用など、交通における自動車依存から転換することにより、公共の利益に資することが、今後の交通・まちづくりにおいて重要性が増してくると考えます。

一方、三木市総合計画（2020〔令和2〕年4月施行）では、『誇りを持って暮らせるまち 三木』～チーム三木（市民・議会・企業・団体・行政）による協働のまちづくり～」をまちの将来像として、道路のバリアフリー化、公共交通の整備など人口減少・少子高齢化社会にあっても安全で安心して暮らせるまちづくり、環境保全への高い意識の醸成などを進める方針を打ち出しています。

このような自転車の活用推進と、「三木市総合計画」のまちの将来像の実現に向け、本計画における将来像及び基本方針を次のように定めます。

将来像

快適・安全に自転車を活かして誇りを持って暮らせるまち 三木

基本方針

自転車の特性を活かしながら様々な用途で自転車を活用して、三木市の活力と魅力を高めるため、安全・安心な自転車通行環境の確保及び交通安全意識の醸成、サイクルツーリズムの推進、市民の健康増進をめざす。

3.2 目標

本計画では、自転車を取り巻く現状・課題、将来像や基本方針を見据え、兵庫県の自転車活用推進計画の目標を勘案した上で、次の4つの目標を掲げ、総合的・計画的に推進していきます。

目標1 通行環境「幅広い世代が自転車を快適に利用できる自転車通行環境の整備」

- 自転車通行空間の整備等により、優先的計画策定エリアをはじめとする地域において、自転車、歩行者が安全で快適に通行できる環境を整備する。
- 幅広い世代が自転車を利用しやすい環境を整備するため、駐輪施設の適正配置や利用しやすいレンタサイクルの設置等を検討する。

目標2 安全・安心「自転車通行空間の安全確保と安全意識の醸成による安全・安心な自転車の活用」

- 自転車通行空間の整備に合わせて、自転車専用通行帯（自転車レーン）などの通行方法等に関する交通ルールの周知を図る。
- 小中学校や高校、事業所などでの適切な交通安全教育や、交通管理者による交通取締りを実施することにより、自転車・自動車・歩行者が互いの特性や交通ルールを理解して尊重し合い、誰もが安心して自転車を利用できる環境を整える。
- 自転車保険加入や適切な点検周知などによる、自転車利用者の安全意識の醸成を図る。

目標3 観光・交流「観光資源を活かしたサイクルツーリズムの推進による交流機会の創出」

- 本市の多彩な観光資源を活かしたロングライドが楽しめる「モデルルート」や、手軽に楽しめる「地域ルート」など、サイクリストの多様な志向に応じたサイクリング環境を提供する。
- 地域ぐるみで受入態勢を整えることにより、サイクルツーリズムを通じたまちの魅力向上や知名度の向上を図る。
- 国内外のサイクリストが広域圏でのサイクルツーリズムを享受できるようにすることで、地域の滞在時間増加や交流人口の拡大を図る。

目標4 健康「自転車利用の促進による市民の健康増進」

- 日々の活動において、自転車を選択したくなる生活スタイルの定着により市民の健康増進をめざす。
- 健康増進の方法としての自転車の有効性や認知度の向上を図り、健康づくりに関する周知・啓発を行うことで、サイクリングを通じた健康づくりの機運を醸成する。

第4章 取組施策

4.1 施策体系

3章で示した4つの目標を踏まえ、兵庫県自転車活用推進計画を勘案し、本市における今後取り組むべき12の施策を定めました。

また、これらの施策を確実にしていくために、計画期間中に講ずべき29の具体的な取組について、次頁のとおり定めました。

表 取組施策一覧

目 標	施 策	取 組	
【目標1】 通行環境 幅広い世代が自転車を快適に利用できる自転車通行環境の整備	施策 1. 自転車通行空間の整備	①自転車通行空間の整備推進 ②適切な規制案内・設置運用	
	施策 2. 自転車通行空間の確保	①適切な交通規制の実施 ②放置自転車対策の推進	
	施策 3. 駐輪場及びレンタサイクルの適正配置	①レンタサイクルの整備 ②駐輪場の適正配置	
	施策 4. 生活道路における自転車走行環境の整備	①生活道路対策の推進	
		②無電柱化の検討	
	【目標2】 安全・安心 自転車通行空間の安全確保と安全意識の醸成による安全・安心な自転車の活用	施策 5. ライフステージに応じた交通安全教育の推進	①交通安全教育の推進
			②効果的な安全教育手法の検討
		施策 6. 安全な自転車の利用促進	①通行ルールの周知・啓発
②安全意識の醸成			
③自転車の安全利用促進			
④指導・取締りの実施			
⑤自転車保険への加入促進			
施策 7. 適切な自転車点検整備の周知		①自転車点検整備の促進 ②児童・生徒に対する点検整備教育の充実	
施策 8. 災害時での自転車利用の推進	①災害時での自転車の活用		
【目標3】 観光・交流 観光資源を活かしたサイクルツーリズムの推進による交流機会の創出	施策 9. サイクリングルートの設定と走行環境の整備推進	①モデルルート・地域ルートの設定	
		②幅広い世代が安全・快適に走行できる自転車通行環境の整備	
		③サイクルツーリズムによる誘客	
		④北播磨サイクル&フットパスの推進	
	施策 10. 利用ニーズに応じた受入体制の環境整備	①サイクリストが快適に利用できる環境の整備	
		②自転車輸送手段の検討	
③宿泊環境の整備検討			
④地域の魅力発信による地域振興に向けた仕掛けづくり			
施策 11. サイクリストへの情報発信の充実	①多様なツールを用いた情報発信の実施		
【目標4】 健康 自転車利用の促進による市民の健康増進	施策 12. サイクリングを通じた健康づくり事業の促進	①健康づくりに向けた広報啓発	
		②社会情勢に応じた自転車の活用	